

吉岡町緊急対策 経営支援助成金

吉岡町では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、経営に支障が生じている町内の飲食店に対して、事業活動の維持または継続のための支援として助成金を交付します。

対象者	○申請日時点において、町内で1年以上継続して営業している飲食店を営む小規模事業者（支店やフランチャイズ店は除きます。） ※中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者で、日本標準産業分類の「大分類M-宿泊業、飲食サービス業」のうち「中分類76-飲食店」に該当する従業員が5人以下の飲食店が対象です。
※すべて対象の事業者	○今後も事業を継続する意思がある事業者 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月（令和2年4月から令和2年9月までの任意の月）の売上高が前年同月と比較して50%以上減少している事業者 ○町税を滞納していない事業者（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収が猶予されている場合は除きます。） ○吉岡町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者は除きます。 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。
助成金額	1事業者につき10万円 ※1回のみ
助成金の使途	人件費、家賃、光熱水費、仕入れに係る費用、その他の事業活動の維持または継続に要する費用
申請書類	○吉岡町緊急対策経営支援助成金交付申請書（様式第1号） ○令和元年の確定申告書の控え等の写し ※法人の場合は法人事業概況説明書控えの写しも添付してください。 ○売上高がわかる書類（減収月の売上高および前年同月の売上高がわかる売上台帳等の写し）
申請期間	令和2年5月11日（月曜日）～令和2年10月30日（金曜日）必着 ※令和2年10月30日の窓口受付は午後5時15分までです。
申請方法	郵送 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送でお願いします。

【お問合せ・申請先】 〒370-3692 吉岡町大字下野田560番地
吉岡町産業観光課産業振興室 電話0279-26-2280（直通）
午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日・日曜日・祝日は除く